

中核市制度

1 中核市制度の趣旨

全国には、人口千人以下の村から百万人を超える大都市まで 1,800 の市町村（平成 19 年 10 月 1 日現在）がある。しかし、これらの市町村は、政令指定都市（大阪市、神戸市など 17 市）を除き、法律等によって、ほとんど同じような事務権限となっていた。

そこで、政令指定都市以外の都市で、規模能力が比較的大きな都市について、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるようにして、地域行政を充実させることが重要であるとの認識から、地方分権の一つの方策として、中核市制度は平成 6 年の地方自治法の改正により創設された。

また、昼夜間人口比率（人口 50 万未満の場合 100 を超えること）については、平成 12 年 4 月 1 日施行の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成 11 年法律第 87 号）により削除された。

本市の昼夜間人口比率	87.8%（12 年国勢調査）
	87.9%（17 年国勢調査）

3 中核市の機能

中核市は、指定都市が処理することができる事務のうち、道路法に関する事務など、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが効率的な事務や、中核市において処理することが適当でない事務を除いて処理することができる（地方自治法 252 条の 22）。

2 中核市の要件

人口（国勢調査人口）30 万以上を有すること（地方自治法 252 条の 22・改正前の 252 条の 23）。

本市の人口	438,105 人（12 年国勢調査）
	465,337 人（17 年国勢調査・確定値）

面積要件（国土地理院公表面積 100 ㎢以上）については、人口 50 万以上の市については平成 14 年 4 月 1 日施行の地方自治法等の一部を改正する法律（平成 14 年法律第 4 号）により廃止され、人口 50 万未満の市についても平成 18 年 6 月 7 日施行の地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）により廃止された。

本市の面積	98.52 ㎢（昭和 62 年 10 月 1 日現在・ 全国都道府県市区町村別面積調・ 建設省国土地理院） （参考）現在の本市の面積 100.18 ㎢
-------	--

（注）芦屋市・宝塚市及び神戸市との間に一部境界未定地があるため、昭和 62 年以降、本市の面積は国土地理院により公表されていない。

中核市には、原則として行政監督の特例は設けられていませんが、児童福祉法、身体障害者福祉法、生活保護法、老人福祉法等、福祉に関する事務については、指定都市と同様に特例が設けられている（地方自治法 252 条の 22）。

（注）行政監督の特例：市が事務の処理をするにあたって、都道府県の改善、停止、制限、禁止等の指示その他の命令を受けていたものについて、知事の指示その他の命令を受けなくなる、又は、知事の指示その他の命令にかえて主務大臣の指示その他の命令を受けるようになることをいう。

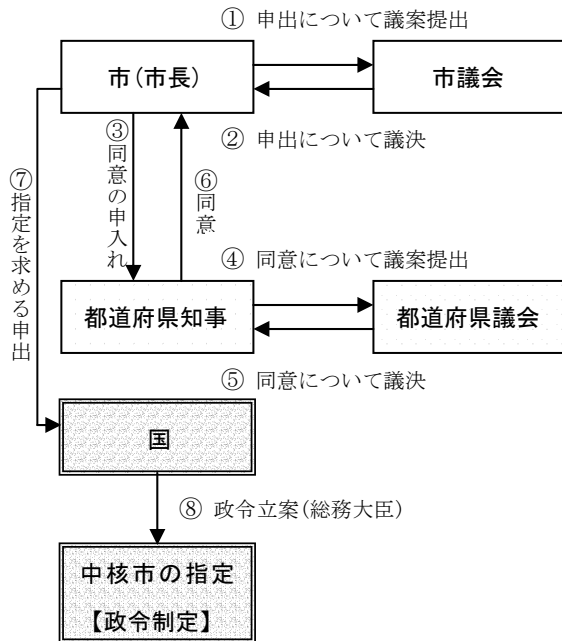
中核市には、外部監査制度のうち、包括外部監査制度の導入が義務づけられている（地方自治法 252 条の 36）。

中核市は、保健所を設置することとされ、保健所設置市の長等に移譲されている事務等を処理する（地域保健法 5 条）が、本市は平成 12 年 4 月 1 日より保健所設置市（保健所政令市）になっている。

4 中核市指定に係る手続

政令で指定される（地方自治法 252 条の 22）。

総務大臣は、市からの指定を求める申出（市議会の議決、都道府県の同意が必要）を経て、政令の立案を行う（地方自治法 252 条の 24）。



5 都市制度の比較

指定都市・特例市との比較（平成 19 年 10 月 1 日現在）

区分	指定都市	中核市	特例市
要件	人口 50 万 以上で政令 で定める市	人口 30 万 以上で政令 で定める市	人口 20 万 以上で政令 で定める市
兵庫県	神戸市	姫路市	尼崎市 宝塚市 明石市 加古川市
全国	17 市	35 市	44 市

特例市：中核市へ移譲される事務のうち、民生行政に関する事務、保健衛生に関する事務などを除いた権限が移譲される。

6 全国の中核市

(1) 中核市 35 市

(平成 19 年 10 月 1 日現在)

都道府県	都市	人口	面積	移行
栃木県	宇都宮市	457,673	312.16	8 年 4 月
富山県	富山市	421,239	1241.85	" (17.4 合併)
石川県	金沢市	454,607	467.77	"
岐阜県	岐阜市	399,931	202.89	"
兵庫県	姫路市	482,304	534.27	"
岡山県	岡山市	674,746	658.59	"
熊本県	熊本市	669,603	267.22	"
鹿児島県	鹿児島市	604,367	546.96	"
秋田県	秋田市	333,109	905.67	9 年 4 月
福島県	郡山市	338,834	757.06	"
和歌山県	和歌山市	375,591	209.23	"
長崎県	長崎市	442,699	406.36	"
大分県	大分市	462,317	501.25	"
愛知県	豊田市	412,141	918.47	10 年 4 月
広島県	福山市	418,509	518.07	"
高知県	高知市	333,484	264.28	"
宮崎県	宮崎市	310,123	596.80	"
福島県	いわき市	354,492	1231.34	11 年 4 月
長野県	長野市	378,512	730.83	"
愛知県	豊橋市	372,479	261.36	"
香川県	高松市	337,902	375.09	"
北海道	旭川市	355,004	747.60	12 年 4 月
愛媛県	松山市	514,937	429.03	"
神奈川県	横須賀市	426,178	100.68	13 年 4 月
奈良県	奈良市	370,102	276.84	14 年 4 月
岡山県	倉敷市	469,377	354.52	"
埼玉県	川越市	333,795	109.16	15 年 4 月
千葉県	船橋市	569,835	85.58	"
神奈川県	相模原市	628,698	244.03	"
愛知県	岡崎市	354,704	387.24	"
大阪府	高槻市	351,826	105.31	"
大阪府	東大阪市	513,821	61.81	17 年 4 月

都道府県	都市	人口	面積	移行
北海道	函館市	294,264	677.89	17年10月
山口県	下関市	290,693	715.89	〃
青森県	青森市	311,508	824.58	18年10月

注)人口は17年国勢調査、面崎は18年全国都道府県市町村面積調

(2) 中核市に指定されていた市 4市

都道府県	都市	経過
静岡県	静岡市	8.4移行、15.4合併、17.4指定都市へ
大阪府	堺市	8.4移行、18.4指定都市へ移行
新潟県	新潟市	8.4移行、19.4指定都市へ移行
静岡県	浜松市	

(3) 中核市候補市等

- 指定されていないが中核市の要件を満たしている市 … 大津市、四日市市、八王子市など 9市
- 今回の法改正で要件を満たすこととなった市 … 西宮市、尼崎市、豊中市、吹田市、枚方市など 13市
- 合併により中核市移行を目指している市 … 福井市、徳島市など

中核市の事務とメリット

1 移譲事務等の概要

中核市は、指定都市が処理することができる事務のうち、都道府県がその区域にわたり一体的に処理することが効率的な事務などを除いたものを処理することができる。具体的には、市民生活に関わりの深い福祉、衛生、まちづくりなどの事務を処理する。

	主な移譲事務等	事務等の内容
民生行政に関する事務	児童福祉法に基づく事務	児童福祉施設の認可等
	民生委員法に基づく事務	民生委員の定数の決定等
	身体障害者福祉関係	身体障害者手帳の交付等
	生活保護法に基づく事務	指定医療機関の指定等
	社会福祉法に基づく事務	社会福祉法人の指導等
	老人福祉法に基づく事務	養護老人ホームの認可等
	母子・寡婦福祉関係	母子寡婦福祉資金貸付等

	主な移譲事務等	事務等の内容
都市計画等	屋外広告物法関係	屋外広告物の設置制限等
	都市計画法に基づく事務	開発審査会の設置等
	特定優良賃貸住宅関係	特賃貸の供給計画認定等
	景観法に基づく事務	景観計画の策定等
その他	母子保健法に基づく事務	特定不妊治療費助成等
	ダイオキシン類対策	特定施設設置届出受理等
	地方教育行政関係	県費負担教職員の研修

2 中核市移行のメリット

(1) 市民に身近な行政が実現される

- これまで、県が行っていた市民生活に身近な福祉や保健衛生、環境、都市計画等の多くの事務権限が市へ移譲されることから、市の自主的・主体的な判断の中で取り組める事務の範囲が拡大し、市民に身近な行政として、より一層の市民の声が反映された行政の実現が可能となる。

(2) 行政サービスの効率化が図られる

- これまで、市の窓口で申請を受け、県が認定していた身体障害者手帳の発行などの県と市が二元的に行っていた事務を、市が一括して行うようになり、事務処理のスピードアップが図られる。

(3) きめ細かな行政サービスを提供できるようになる

- 屋外広告物の規制に関する事務が移譲されることにより、きめ細かな規制を行うことができ、景観保持に寄与することになる。
- 特別養護老人ホームの設置許可権限を有することにより、地域の特性を生かした施設配置が可能になる。
- ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気、土壌等の汚染状況について一元的な把握が可能となり、また、廃棄物焼却炉等に関する指導の一元化が図られ、生活環境の向上が期待できる。

(4) 独自のまちづくりを展開しやすくなる

- ・ 都市計画に関する事務が移譲されることにより、地域の実情に応じた独自のまちづくりを展開していくことが可能となる。
- ・ 工場等に対する規制権限が一元化されることにより、独自性をもった総合的な環境行政の推進が図れるようになる。

(5) 市全体の活性化につながることを期待される

- ・ 中核市に移行することにより、市としてのイメージアップにつながり、市全体の活性化や経済の振興につながる波及効果が期待される。

中核市移行に係る経緯

本市は平成20年4月の移行に向け、準備を進めています。これまでの主な取組みは、次のとおりです。

	年月日	事項
制度創設	6年 6月17日	市議会本会議一般質問において、馬場市長が中核市を視野に置く旨言及
	6年 6月22日	地方自治法の一部を改正する法律等成立(中核市制度法制化)
	7年 4月 1日	施行(中核市制度発足)
面積要件の解決に向けて	12年 4月 1日	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律施行(昼夜間人口比率要件廃止)
	12年 4月 1日	保健所政令市(保健所設置市)に移行
	12年12月 4日	市議会本会議所信表明において、山田市長が中核市を目指す旨言及
	14年 1月 9日	総務省と協議(第1回)
	15年 3月 4日	市議会本会議一般質問において、市長が、当面の移行は困難である旨言及
	15年 3月18日	参議院総務委員会において、片山総務大臣が要件緩和等を検討する旨言及
	15年 7月25日	市長から総務大臣に対して要望書を提出し、総務省と協議(第2回)

	年月日	事項
面積要件の解決に向けて	16年 3月12日	参議院予算委員会で、麻生総務大臣が地方制度調査会で議論する旨言及
	17年12月 9日	第28次地方制度調査会で、面積要件廃止が適当と答申
	18年 3月 7日	総務省が面積要件廃止を含む「地方自治法の一部を改正する法律案」を第164回国会に提出
移行に向けた準備	18年 4月 1日	総務局に中核市担当グループ設置
	18年 4月19日	市政記者との懇談会で、山田市長が中核市移行の目標時期(20年4月)を表明
	18年 4月20日	市のホームページに中核市のページを追加、以後随時更新
	18年 5月31日	「地方自治法の一部を改正する法律案」が、第164回国会で可決・成立
	18年 6月 7日	「地方自治法の一部を改正する法律」公布、面積要件廃止については即日施行、西宮市が対象市になる
	18年 6月15日	法改正で要件を満たす市の移行希望調査があり、20年4月移行希望と回答
	18年 8月11日	県知事に対し、市長が中核市移行について協力を依頼
	18年 8月25日	移行について市政ニュース等でPR
	18年 8~10月	県が本市に係る移譲事務の洗い出し(県の担当課による移行準備調査)
	18年11月 6日	庁内に「西宮市中核市移行準備推進委員会」を設置
	18年12月 4日	総務省の中核市移行意向調査に回答
	18年12月13日	総務省ヒアリングに向けた県・市協議
	19年1月11日~	移譲事務担当課の庁内ヒアリング
	19年 2月 7日	移行について市議会に中間報告
中核市への移行	19年 3月20日	中核市移行に伴う総務省協議
	19年 4月 1日	中核市市長会に候補市として加入
	19年 4月25日	移行について市政ニュースでPR
	19年 6月21日	市議会へ中核市指定の申出議案提案
	19年 7月18日	知事へ中核市指定申出の同意を申入
	19年10月10日	中核市指定の申出について県が同意
	19年10月22日 19年11月21日	増田総務大臣に中核市指定の申出 政令公布により20年4月移行が確定